

## 一般社団法人日本パラダンススポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・2022年度版10年計画を元に、2023年度版を確定し、それに関わる協会の事業目標を協議した。 2023年度7月理事会にて、承認を受けた 2023年度版、10年計画表公開	・ ・	22.中長期計画 26.JPDSA2023年度版10年計画を公表 23.7月27日理事会議事録(抜粋)
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・パラスポーツ競技団体組織強化に経験知見ある人材を確保したので、中長期計画に基づく人材採用及び育成に関する計画を2024年3月までに策定公表する予定である。 ・TOKYO2023にて確保されたオフィシャルボランティア体制は引き続き、事業運営において、有効的に活用されている。	・ ・	22.中長期計画 19.JPDSAのHP組織図 27.オフィシャルボランティア登録体制管理表（個人名は非公開） 28.10月10日理事会議事録
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・年次決算については税理士に外注する体制にある。 ・TOKYO2023開催に向け、大会スポンサー・協賛企業獲得への足がかりを得、一定の成果が上がっている。これを、さらに恒常的な支援体制に結び付けたい。 ・恒常的な財政確保のための、協賛契約書面・条件などの確定	・ ・	24.TOKYO2023大会概要書（スポンサー企業名参照） 28.10月10日理事会議事録 29.協賛（スポンサー）契約内容の承認
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・2023年7月末現在 外部理事の参加を1名おこなった。（登記済み） ・当該新外部新理事は、当協会の正会員ではなく、当協会選手・指導員・強化スタッフではない。 ・外部理事の割合 6月現在20%割合（理事5名 内1名外部理事） ・女性理事の割合 6月現在20%割合（理事5名 内1名女性理事） ・10月10日第6回理事会にて、女性理事の割合を40%、外部理事の割合を20%の割合を目指し、今後適切な人材を確保するべく、理事会にて決議した。	・ ・	20.役員名簿 25.登記簿本 28.10月10日 理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会は一般社団法人であるため評議員は設置していない	25. 登記簿謄本
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	現在、複数選手による意見交換会などを実施する「選手会」が存在するが、2024年3月までにアスリート委員会規則を策定し、バランスよく委員を配置した「アスリート委員会」を発足させる予定である。	19. JPDSA組織図
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・当協会は、現職理事の内5名の内2名が、実務部門に就任している。しかしながら、理事会は、月1回のペースで開催され、理事と実務部門との情報共有は行われ、理事全員が本職を持っているが、皆、SNSやNET環境を整え、大変スピーディな情報共有体制が行われ、理事会としての判断も非常にスピーディにおこなわれているため適正な規模であると認識している。 ・事務局の下に各部門を形成し、その担当部門は専門の担当部長をおいている	19. JPDSA組織図
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・理事の年齢制限・就任期間については諸表2-3理事会にて、役員規約制定を計画 ・諸表2-8理事会にて他の各改善点なども含め、2024年3月末までに定款変更も計画し定款整備を行う。	23. 7月27日理事会議事録（抜粋） 28. 10月10日理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・理事在任期間の10年制限については「役員規程」を2023年12月までに策定し、その中に盛り込んでいく予定	23. 7月27日理事会議事録（抜粋）
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	諮問委員会の前段階として「パラダンススポーツ競技協議会」が、現在のJPDSA組織としての有識者集団と位置づけている。各ダンス関係の他団体と協力関係にあるので、その人材を活用し、2023年12月までに役員候補者選考委員会を設置することを予定している。	19. JPDSA組織図 28. 10月10日理事会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・倫理規程を整備している。 ・今後は、利益相反ポリシーの整備（7月27日理事会議事録）も含め、連盟及びその役職員その他構成員を適用対象とする法令遵守	10. 倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・会員規程 ・強化部規程 ・強化選手規程 ・強化スタッフ規程 ・定款 を整備	2. 会員規程 3. 強化部規程 4. 強化選手規程 5. 強化スタッフ規程 1. 定款
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・事務局規定を整備	14. 事務局規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・謝金規程 ・旅費規程 を整備	15. 謝金規程 16. 旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	寄付金取り扱い規程と、オフィシャルスポンサー規程を準備するべく、事務局で調査/準備しており、2023年12月までに策定する予定	28. 10月10日理事会議事録
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・会計規程を整備	13. 会計規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際大会等選手選考規程</li> <li>・選考委員会規程</li> </ul> を整備	6. 国際大会等選手選考規程 7. 選考委員会規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	当協会は独自の審判員制度を有しておらず、本項目は適用されない。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問契約ではなく、サポーター弁護士として1名・サポーター行政書士1名・サポーター法書士1名のご登録をいただき、個別案件ごとに日常的に相談できる体制を取っている。</li> <li>・今年度は2023年12月までにコンプライアンス相談日を1回は開催し、選手・指導者への夫々会議を開催したい。</li> </ul>	21. サポーター専門家名簿
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会規程 を整備</li> <li>・コンプライアンス委員長は、サポート弁護士</li> <li>・今年度は2024年3月までにコンプライアンス委員会を開催し、女性の委員の設置も行いたい。</li> </ul>	11. コンプライアンス委員会規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置済み</li> <li>・コンプライアンス委員長は、サポート弁護士</li> </ul>	11. コンプライアンス委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証書類

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	令和5年度JPCインテグリティ研修 オンライン講座の受講を進めている。受講に関しては、担当者を決め、受講の報せ、受講後の確認などおこなっている。今期後期事業として、2024年3月までに指導者講習会を予定している、その中で、コンプライアンス教育の時限を計画する予定。	31. 受講管理メール 32. 受講管理チェックシート
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	令和5年度JPCインテグリティ研修 オンライン講座の受講を進めている。	31. 受講管理メール 32. 受講管理チェックシート

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会は独自の審判員制度を有しておらず、本項目は適用されない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築すること	サポートスタッフによる専門家に無償の相談を行い、手続き・登記・申請などある場合は各業務規程料金を支払うこととしている。	23. サポートスタッフ専門家名簿
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計規程の整備</li> <li>・監事の設置</li> <li>・監事の適正性の明示（監事履歴書）の通り（当協会監事は、長年金融機関に在職し、管理部門を歴にし、非常に組織財務・会計について有識者であるとともに、公正性をもった適正ある監事としてお迎えしている）</li> </ul>	13. 会計規程 20. 役員名簿 33. 監事履歴書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・JSC助成金ガイドラインを遵守し、特に、助成事業を開始する前には、必ず理事会にてその事業計画を報告し、完了後はその財務報告も含め、事業報告をおこない、法令、ガイドライン遵守に心がけている。	34. 日本スポーツ振興センター（会計処理の手引き/心得）



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JSC助成金ガイドラインを遵守</li> <li>・令和4年度財務諸表を協会HPにて開示</li> </ul>	34. スポーツ振興事業助成（会計処理の手引き/ 心得） 35. 令和4年度財務諸表
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際大会選手選考規程 整備</li> <li>・選考委員会規程 整備</li> <li>・選考委員会の開示（協会HPに置ける開示） 2023年6月10日「TOKYO2023パラダンススポーツ国際大会選考会」</li> </ul>	6. 国際大会等選手選考規程 7. 選考委員会規程 30. HP <a href="https://jpsda-h.org/">https://jpsda-h.org/</a>
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会HPに開示している</li> </ul>	30. HP <a href="https://jpsda-h.org/">https://jpsda-h.org/</a>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理規程 整備</li> <li>・2024年3月までに、役員・選手・指導者らとの関係当事者とNF間の利益相反管理の為の規程を作成し開示する。</li> </ul>	10. 倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理規程 整備</li> <li>・2024年3月までに、利益相反ポリシーを作成する。</li> </ul>	10. 倫理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・独自にて通報制度を現在設置することは困難なため、代替窓口としてJPSA通報窓口を協会HP上に設置し、活用できるようにHPの改善を2023年12月までに行うことを理事会にて決定した。	28. 10月10日理事会議事録
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・独自にて通報制度を現在設置することは困難なため、代替窓口としてJPSA通報窓口を協会HP上に設置し、活用できるようにHPの改善を2023年12月までに行うことを理事会にて決定した。	28. 10月10日理事会議事録
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。</li> <li>(2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。</li> <li>(3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定めている。</li> <li>(4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。</li> <li>(5) 規程を協会HPに公開している</li> </ul>	12. 処分規程 10. 倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	コンプライアンス委員長を弁護士としている	12. 処分規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・処分規程第11条をもって自動応諾条項としている。	12. 処分規程 第11条
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・当協会設立時より現在まで、処分規程に相応する選手、指導者との紛争は起きていないが、本条鋼の「スポーツ仲裁」利用については、当該事象発生次第、通知すべきである条項・文言の改訂を2024年3月までに行うことを、理事会にて決定した。	28. 10月10日理事会議事録
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・コンプライアンス委員会規程を置いている。しかしながら、危機管理マニュアル整備がなされていないため「危機管理マニュアル策定委員会」を2023年12月までに設置し、2024年3月末までに「危機管理マニュアル」策定をめざすことを理事会にて決定した。	11. コンプライアンス委員会規程 28. 10月10日理事会議事録
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること	・審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
		※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施		

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・地方組織は現在設置されていないため本項目には該当しない	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・地方組織は現在設置されていないため本項目には該当しない	